

第5次小値賀町総合計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式とする。

2. 事業の目的及びプロポーザル方式等の採用の具体的理由

(1)事業の目的

小値賀町では、現行の第4次小値賀町総合計画の計画期間が令和5年度で目標年次を迎えることから、令和4年度から2か年をかけて新たに第5次小値賀町総合計画を策定する。

(2)プロポーザル方式等の採用の具体的理由

策定にあたっては、広範囲にわたる基礎データの収集、町民意識の把握とそれらの分析など、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があるため、豊富な経験と高い専門知識に加え、企画力、技術力を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する『公募型プロポーザル』を実施する。

3. 業務の概要

(1)業務名

第5次小値賀町総合計画策定支援業務委託

(2)業務場所

小値賀町一円

(3)業務内容

別添『第5次小値賀町総合計画策定支援業務委託 仕様書』による。

(4)履行期間

契約日 から 令和6年3月31日 まで

4. 業務委託料等の予算措置の状況

金額は税込額である。また提案にあたっての上限額であり、契約額ではないことに留意すること。

総額 14,100,000円

(内訳) 令和4年度 8,600,000円

令和5年度 5,500,000円

5. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

- 6月28日(火) 実施要領等の公表(募集開始)
- 7月1日(金) 質問の受付期限(正午まで)
- 7月4日(月) 質問に対する回答
- 8日(金) 参加申込書等提出期限(午後5時までに直接持参、郵送またはメール)
- 12日(火) 参加資格審査、指名業者の決定、結果通知
- 19日(火) 提案書提出期限(郵送)
- 7月21日(木) 審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
- (予定) ※小値賀町にて実施
- 22日(金) 審査結果通知
- 7月下旬 契約締結

6. 公募条件、応募期間、応募方法

(1)公募条件(参加資格条件)

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②本委託業務の申請書等の提出期限から受注者決定の日までの間において、小値賀町長から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかであるものでないこと。
- ③申込者所在地に対して、諸税を滞納していないこと。
- ④小値賀町が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成24年小値賀町告示第15号)に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(2)応募期間

令和4年6月28日(火)～令和4年7月8日(金)

(3)応募方法

①参加申込及び受付の方法

②の提出書類を持参又は簡易書留等配達した記録が確認できる方法、若しくはメールで提出すること。

②提出書類 各1部

- ・参加申込書(様式1)
- ・会社概要書(様式2-1)
- ・過去5年間(平成29年度～令和3年度)の類似業務の主な実績(様式2-2)
- ・業務実施体制調書(様式3-1)
- ・配置予定者(管理責任・担当)調書(様式3-2)
- ※配置予定者全員分を提出のこと。
- ・小値賀町暴力団排除条例に係る誓約書(様式4)

- ・法人税、消費税及び地方消費税の滞納が無いことの証明書（3か月以内に発行されたもの。複写可）
- ・会社概要が分かるパンフレット等

③提出先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町総務課 企画係宛て

メールアドレス：soumuka@town.ojika.lg.jp

④募集についての質疑応答等

提出方法：電子メールにて件名を「第5次小値賀町総合計画策定支援業務委託に関する質問（提出者名）」とし、質問書（様式5）を添付して、③の提出先に記載のメールアドレス宛てに送信し、電話にてその旨を連絡すること。

7. 提案書作成要領（提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等）

(1)提案内容

- ① 仕様書の内容を十分に踏まえ、提案におけるコンセプトやPRしたい内容等を明確に分かりやすく記載すること。また、仕様書の項目の順に、それぞれ具体的な提案を作成すること。

(2)様式及び部数

- | | |
|-----------------|-----|
| ①提案書かがみ（様式6） | 1部 |
| ②提案書（様式任意） | 15部 |
| ③見積書（様式7）及び積算内訳 | 1部 |
- ・見積書の金額は総額を記載する。
 - ・見積書は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載する。
 - ・見積書は様式7、積算内訳は任意とする。

(3)提出方法

持参又は簡易書留等配達した記録が確認できる方法で、次の住所に提出すること。

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町総務課 企画係あて

(4)提出期限

令和4年7月19日（火）とする

(5)提案についての質疑応答等

提出方法：電子メールにて件名を「第5次小値賀町総合計画策定支援業務委託に関する質問（提出者名）」とし、質問書（様式5）を添付して、次のメールアドレス宛に送信し、電話にてその旨を連絡すること。

メールアドレス： soumuka@town.ojika.lg.jp

※質問及び回答は、公平性を保つため、参加者全員に送信する。（質問者は匿名）

8. 審査方法及び審査基準（審査員構成、審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等）

(1)審査員構成

小値賀町職員 10名（予定）

(2)審査項目

①別紙『第5次小値賀町総合計画策定支援業務委託 プロポーザル審査会 審査員評価表』に基づき審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を受託候補者とする。

（各委員50点、合計500点）

②最高得点の者が同点の場合は、見積金額が安価な者を受託候補者とする。

③審査の結果、受託候補者に次いで合計得点が高い1者を次点者とし、業務契約開始日前までに受託候補者が辞退した場合は、次点者を新たな受託候補として契約手続きを行うものとする。

(3)審査スケジュール

『5. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順』のとおり

(4)審査結果の通知

審査結果は文書にて提出者全てに郵送し、町ホームページ等で公開する。なお、審査結果について、異議申立は認めない。

9. 提案書の公開又は非公開の別

提案書は非公開とする。

10. 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込書等の作成及び本プロポーザルに係るすべての経費は、提出者の負担とする。

1 1. その他必要な事項

- (1) 別添仕様書に基づく業務を予定しているが、具体的な業務の実施にあたっては町と受注者との協議に基づいて実施するものとする。
- (2) 本プロポーザルの審査委員会委員及びその家族、審査委員会及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は本プロポーザルには参加できない。
- (3) 本プロポーザルの告示から第二次審査結果が公表されるまでの間において、審査委員会委員、事務局及び関係職員に提出者がプロポーザルに関する接触を求めたときは失格とする（本実施要領に定める手続きは除く。）。
- (4) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は失格となる。
 - ① 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - ② 提出書類が、実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
 - ③ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
 - ⑤ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。
 - ⑥ 見積額が提案上限額を超えている場合。
 - ⑦ その他実施要領等に違反すると認められた場合。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。
- (7) 提出書類は選定、公表等必要な範囲において複製することがあり、返却はしない。
- (8) 提出期限後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (9) 提出書類は、小値賀町情報公開条例に規定する開示請求の対象となる。

1 2. 担当者・問合せ先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2 3 7 6 番地 1

小値賀町総務課 企画係

TEL (0959)-56-3111 Fax (0959)-56-4185